

受理官庁 G R	工業所有権機構 (ギリシャ)	附属書 C G R
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ギリシャ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語 ¹ ，フランス語 ¹ ，ドイツ語 ¹ ，ギリシャ語 ²	
願書の提出に用いることができる言語	英語，フランス語，ドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認めない	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 115	
国際出願手数料 ³	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	EUR 14	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 50	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要，出願人がギリシャに居住している場合 要，出願人がギリシャの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	ギリシャにおいて手続を行う資格のある弁護士 この名簿は，the Athens Bar Association, 60 Akademias St., 10679 Athens, Greece から入手できる	

- 1 ギリシャ国民が先の国内出願に基づく優先権を主張せずに国際出願する場合には，ギリシャ語の翻訳文を国の安全保障のために添付しなければならない（国防に関する発明についての法律No. 4325/1963）。
- 2 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 3 この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。